

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月31日

【事業年度】 第49期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日発販売株式会社

【英訳名】 NHK SALES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石川 隆 重

【本店の所在の場所】 東京都江東区枝川二丁目13番1号

【電話番号】 (03)5690-3001

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 佐々木 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区枝川二丁目13番1号

【電話番号】 (03)5690-3001

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 佐々木 孝

【縦覧に供する場所】 日発販売株式会社東海支店
(愛知県名古屋市熱田区桜田町16番9号)

日発販売株式会社関西支店
(大阪府豊中市二葉町一丁目1番22号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第49期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

① ～ ② 省略

(訂正前)

③ ～ ⑥ 記載なし

(訂正後)

③ 自己株式の取得

当社は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

④ 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。